

平成28年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題Ⅰ】

甲は、全体形状が斬新な飲料用のPETボトル（容器）を創作した。この容器の胴部は、手で握んだ際に変形しないよう工夫された特徴的な凹凸形状を備えている。甲は、凸部の配置が若干異なる別の容器も創作している。甲は、これら2種類の容器の製造販売を2年後に予定しており、それまでは非公開にしたいと考えている。甲より相談を受けた弁理士乙は、これらの容器について特許権による保護も可能であるが、意匠権による保護を提案することにした。

上記事例において、甲の創作対象が特許権と意匠権の双方で保護され得る理由を簡潔に述べよ。また、甲の創作対象は意匠法によりどのような態様で保護されるか、考えられる態様を列挙し、弁理士乙が甲に説明すべき各態様のメリットとデメリットを簡潔に述べよ。

【50点】

【問題Ⅱ】

意匠法の目的（意匠法第1条）を説明した上で、意匠法の目的との関係で、以下の点について論じなさい。

- (1) 意匠法第23条において意匠権の効力が登録意匠に「類似する意匠」に及ぶとされていることの趣旨
- (2) 意匠法第24条第2項において意匠の類否判断は「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」と規定されていることの趣旨

【50点】